

## 第1章 計画策定の沿革と目的

### 第1節 計画策定の沿革

「常盤橋門跡」は昭和3年（1928）に指定された国指定史跡である。指定範囲及びその周辺を含めた常盤橋公園は、東京市（～昭和18年（1943）まで）及び千代田区がこれまで管理を行ってきた。昭和25年（1950）の文化財保護法制定以降は、法に基づいた現状変更等の手続きを経たうえで、保存及び修理等を実施してきたところである。

こうした状況の中で、平成27年度に文化庁が発出した「史跡等・文化的景観マネジメント支援事業報告書」において、個々の史跡等の性質・状況に応じた保存活用事業に適切に取り組むために、保存活用計画の策定が必要とされ、さらに平成30年度の文化財保護法改正の中で、史跡ごとの保存活用計画が文化庁の認定を受ける制度になった。本計画は、これらの経緯を踏まえ、千代田区が新たに策定するものである。

また、計画策定に向けた機運が高まった背景としては、東日本大震災によって被災し修理工事を実施したことや、周辺地域での再開発事業の活発化によって史跡をめぐる環境が大きく変化しつつあることが挙げられる。

このうち、東日本大震災後の修理工事については、史跡内の桁形石垣及び石造アーチ橋である常盤橋について被害の原因を調査するとともに、それぞれを史資料に基づき可能な限り創建当時に近い状態に復元する方針を採用して工事を実施した。特に石造アーチ橋である常盤橋の修理工事では関東大震災後の修理工事の成果を検証しながら、創建時から今日に至る変遷を資料調査したことで、一部の意匠を明治10年（1877）当時の姿に取り戻すことができた。こうした過程で集められた多くの史資料や部材・構造等に関する知見は、史跡の保存活用においても明確な位置付けと継承が必要となっている。

周辺地域では、現在2つの大きな再開発事業が進行している。第一に、史跡から区道を隔てた南側で進行して



図 1-1 史跡常盤橋門跡位置図

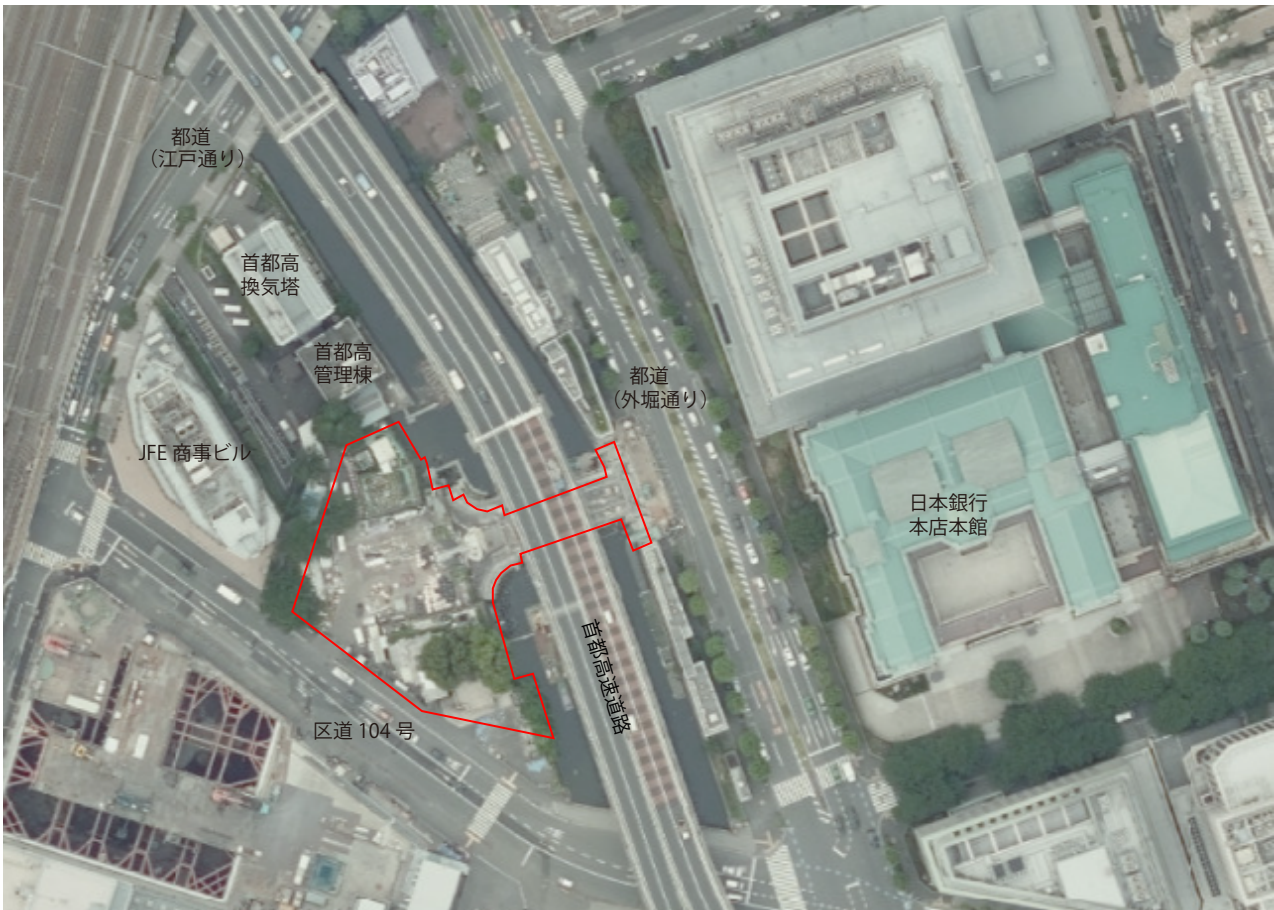


図1-2 史跡指定地現況（地理院地図 GSI Maps 下記ページの画像を加工して使用）

<https://maps.gsi.go.jp/#18/35.686260/139.772218/&base=ort&ls=ort&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m>

いる大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業（以下「常盤橋プロジェクト」という）では、令和9年（2027）には高さ約390mの日本一高いビルが建築される計画が明らかにされている。この事業によって、本史跡に対しては東京駅日本橋口からの導線が開かれることになる一方で、周辺の超高層化に伴う景観の変化への対応や、公園の利活用に関する基準の整理が課題となっている。第二に、令和2年（2020）に都市計画事業として認可された首都高速道路日本橋区間地下化事業（以下、首都高速道路地下化事業という）である。この事業においては、史跡指定範囲に施工範囲の一部が含まれることが明らかにされており、地下遺構を含めた史跡遺構の保存が課題となっている。

以上のような経緯及び背景を踏まえ、千代田区は、国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画（以下、「本計画」という。）を策定し、将来の修理及び整備等を想定した史跡全体の保存活用の基本的な考え方を取りまとめることとした。なお、本計画では史跡の名称及び近世の桁形門とそこに架橋された木橋については「常盤橋」、近代に架橋された石造アーチ橋については「常磐橋」と表記して区別する。

## 第2節 計画策定の目的

本計画は、国指定史跡常盤橋門跡（以下、「常盤橋門跡」という。）の適切な保存と活用を行い、次世代へと継承することを目的として、千代田区（以下、「区」という。）が策定する行政計画である。

本計画においては、昭和3年（1928）の史跡指定以来の調査、修理、整備等の状況や史跡を取り巻く環境の変化を整理して史跡の本質的価値を再検討し、それに基づく保存活用の基本方針と整備の基本的な考え方を取りまとめるものとする。

### 第3節 計画対象範囲と計画期間

#### 1 計画対象範囲

本計画の対象範囲は史跡指定地を中心として、史跡の保存活用に影響を及ぼす近隣地区を含む【図1-3】の範囲とする。

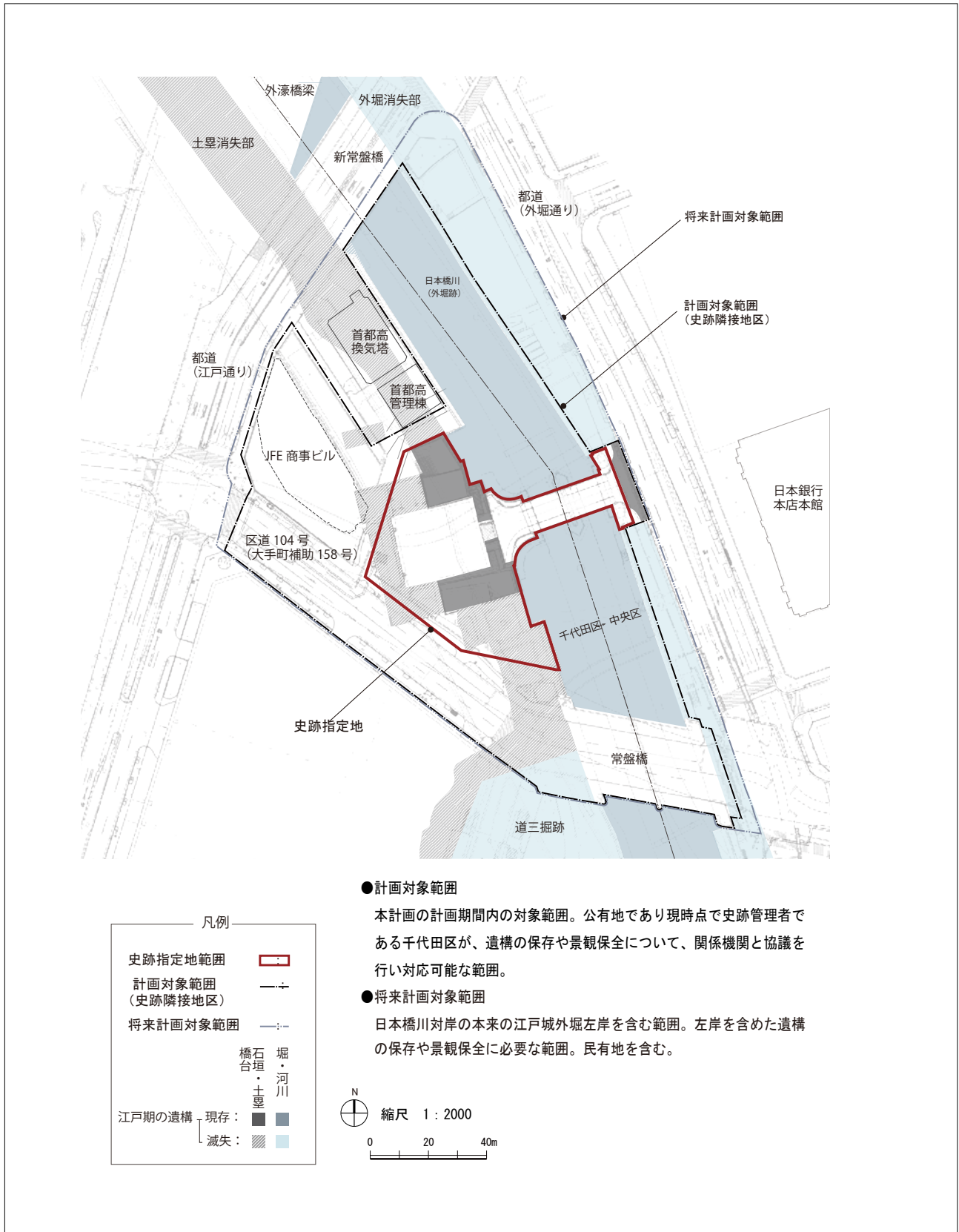


図1-3 計画対象範囲図

## 2 計画期間

本計画の対象期間は、令和5年(2023)4月1日から令和15年(2033)3月31日とする。期間の満了に際しては、改訂・更新を予定するものとする。

### 第4節 他の計画との関係

本計画は、これまでに千代田区が策定してきた(1)「千代田区第4次基本構想」、(2)「千代田区文化芸術プラン(第四次)」を上位計画とする行政計画である。

関連する行政計画として、まちづくり行政に関するものとしては(1)千代田区都市計画マスタープラン、(2)千代田区景観まちづくり計画、(3)千代田区緑の基本計画、(4)千代田区公園・児童遊園等整備方針、(5)千代田区道路整備方針、(6)水辺を魅力ある都市空間に再生する条例、(7)千代田区観光ビジョンが挙げられる。この他、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会が策定している(8)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくりガイドライン2020、(9)大手町・丸の内・有楽町地区都市観光ビジョン(10)千代田区ウォークブルまちづくりプランの理念も本計画と関連するものである。また、隣接区である中央区の(11)中央区文化振興プランとも関連する。

#### 1 上位計画

##### (1) 千代田区第4次基本構想

令和5年(2023)策定。めざすべき将来像である「伝統と未来が調和し、躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」や分野別の将来像を描き、その実現に向けてめざすべき姿を示した。文化財行政については、主として「伝統や歴史、文化芸術に触れ、受け継ぎ、学んでいくことで、心が豊かになっています。」というめざすべき姿を掲げている。

##### (2) 千代田区文化芸術プラン(第四次)

令和3年(2021)策定。重点目標1「保存し伝える～千代田区の歴史・文化を保存・継承する～」の中に位置づけられるプロジェクトとして「文化遺産に親しむ機会の充実」を掲げている。このプロジェクトでは、日比谷図書文化館を拠点施設としながら、歴史的な建物や史跡及び無形文化財などに身近に触れ、親しむ機会づくりを行うことを計画している。その具体的な方法としては、文化財の収集・保存をはじめ、展示や講座、講演会を通じて千代田区の魅力について広く周知を図るとともに、ウェブ等での画像やアーカイブの公開についても検討することとしている。

また、プロジェクト「歴史的な景観の保存・継承」の中では、史跡の保存活用・地域計画の策定も取り組みとして掲げている。この中では、「都市開発が進められる中、江戸時代から現在に至るさまざまな時代の面影を残す景観を保存・継承する」ことを目的として、文化芸術・歴史の観点から歴史的景観を鑑賞できる機会をつくることを計画している。

#### 2 関連計画

##### (1) 千代田区都市計画マスタープラン

令和3年(2021)策定。まちづくりの理念を「歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田」、まちづくりの将来像を「つながる都心」として掲げている。「つながる都心」を実現するまちづくりにおいては、「土地に宿る記憶、遺産、界域性と文化を、都心生活が楽しくなるまちの味わいと長く住み続けたい価値に熟成させていく」ことを基本方針の一つとして、地域資源の保存・活用を位置づけている。

また、テーマ別まちづくりの方針の中では「緑と水辺がつなぐ良質な空間」をつくり、活かすまちづくりとして、江戸城の遺構を骨格とした緑と水辺の継承と充実を掲げているほか、「都心の風格と景観、界隈の魅力を継承・創出するまちづくり」の中では都心の風格の継承・創造を掲げている。

地域別まちづくりの方針の中では、計画範囲は「大手町・丸の内・有楽町・永田町地域」に位置づけられ、「風格ある環境共生空間で、世界に開かれた都市活動が育まれる強靱なまち」という将来像を掲げている。この中で具体的な方策として、「内濠や日本橋川から連続する空地や歩行空間を充実させるとともに、史跡「常盤橋門跡」を活かした整備を行い、四季や歴史性を感じることでできる空間や生態系に配慮した居心地よい空間」の構築を示している。

## (2) 千代田区景観まちづくり計画

「江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす」ことを計画目標とし、一体的な水と緑を取り囲む内濠の環状軸とそこから伸びる放射軸により構成される歴史的な骨格構造を活かすために、旧江戸城の城郭御門などの特徴的な結節点を象徴空間、ゲート空間として際立たせ、放射状に伸びる幹線道路に緑のつながりをつくり、「風の道」を形成するとしている。

計画範囲を含む大手町・丸の内・有楽町・千代田・永田町などの一帯は美観地域（美観地域重点地区）に位置づけられ、常盤橋公園周辺も結節点としての役割を担うものとして位置づけられている。



図 1-4 千代田区景観まちづくり計画概要図（「千代田区景観まちづくり計画」より抜粋）

## (3) 千代田区緑の基本計画

平成10年（1998）策定。「日本を代表する緑の風景と自然の共生が図られたまち」を計画目標とし、内濠のリングと外濠のリングからなる緑のエリアとその結節点としての役割を担うシンボル緑地を定義している。常盤橋公園はこのうちのシンボル緑地の一角を担い、「市区改正期や震災復興期等の本区のまちづくりの歴史や文化的・歴史的象徴といえる緑地空間」の一つとして「その意義に従い一層の充実」が図られることとなっている。

## (4) 千代田区公園・児童遊園等整備方針

平成19年（2007）策定。公園・児童遊園の現在の利用状況の実態を把握するとともに、次世代育成支援の観点をも踏まえ、地域から求められている新たな公園像の構築に向けて策定した方針である。

「公園・児童遊園の整備」を『千代田区次世代育成支援計画』で掲げた「安心して子育てできるまちづくりを達成する具体的事業」としてとらえ、誰もが利用しやすく開かれた公園をめざし、地域住民の参画を得て、公園や児童遊園の整備を行うこととしている。

## (5) 千代田区道路整備方針

平成31年（2019）策定。この方針は、区道に関するこれまでの経緯から現時点での課題の抽出、また課題を受けての今後の対応方針についてまとめたものである。

道路整備の基本方針には、道路の将来像3つ（①誰にでも優しい安全で安心な道路、②景観や環境に配慮した潤いのある道路、③地域で支える地域のための道路）が示され、その中には個別方針として6つ指針と併せて街路樹整備の個別指針を定めており、それらを実現していくため整備を進めて行くこととしている。

### （6）水辺を魅力ある都市空間に再生する条例

平成27年（2015）策定。歴史的文化的に形成された地域の特性を踏まえ、以下の5箇条を基本理念として掲げている。（1）水辺が自然の脅威である水害から地域を守るために人の英知を集め整備されてきた歴史を考慮し、都市生活の安全確保を踏まえた親水空間の再生を目指すこと。（2）水辺が歴史的に人、物、情報等の交流の場として機能してきた経過を踏まえ、様々な地域や関係団体との連携、協力及び交流を促す契機とすること。（3）都市生活者に憩いや潤いをもたらすとともに、水及び緑や歴史的文化的遺産等を活かした環境及び景観の創造に並びに観光及び産業の振興を図ること。（4）沿川地権者等自らが環境づくりに参画するとともに、水辺に近接する建築物の建築、橋その他の構造物の設置及び照明その他の工作物の設置は、水辺の魅力づくりに寄与すること。（5）水辺は、貴重な公共空間であることから、その利用の仕方、利用ルール及び環境維持の方策など、利用者を始めとする関係者及び関係機関の知恵を結集する場を形成すること。

### （7）千代田区観光ビジョン

平成18年（2006）策定。観光ビジョン推進に向けた4つのテーマの一つとして「江戸以来の歴史・文化をベースに未来を展望」を掲げている。テーマ推進に向けた取り組みと施策の方向感としては、「地域の魅力に触れる」ことを目標としている。

また、「観光・交流しやすい安全・安心な都市環境づくり」の一環として、「伝統的建築物、水辺空間などの環境保全と景観づくり」を掲げている。

### （8）大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり ガイドライン 2020

大手町周辺の具体的なまちづくりの指針として、「常盤橋エリアの日本橋側では日本橋川や史跡常盤橋門の存在を活かし、大丸有地区で唯一の公園である常盤橋公園と連続した憩いと賑わいのある親水空間の形成を図り、東京駅側では、駅前にふさわしい賑わいのある交流空間の形成を図る」ことを掲げている。また、「常盤橋街区に整備する大規模広場の北側は、史跡常盤橋門を抱える常盤橋公園と連続する日本橋川沿いの親水空間として整備」し、「常盤橋公園においては、史跡を活かした空間形成を図り常盤橋等を通る、新たな神田、日本橋方面への歩行者動線を創出する」ことを目標としている。



図1-5 日本橋口駅前広場～常盤橋街区～常盤橋公園～日本橋川  
コンセプトイメージ

### （9）大手町・丸の内・有楽町地区都市観光ビジョン

令和元年（2019）策定。「歴史・文化と最先端・近未来が融合し、クリエイティブを刺激する大丸有」をスロー

ガンに設定し、パレスサイドの立地や歴史的な建築・史跡を活かしたイベントの運営強化を指針としている。

#### (10) 千代田区ウォークアブルまちづくりプラン

道路などのパブリック空間に出会いや交流・活動の場を生み出し、生活を豊かにしていくことを目指すため、以下の4つの方針をまとめている。

方針1：地域の魅力を向上させる多様な人々の活動（出会い・交流）の創出

方針2：地域の魅力を一層向上させる活動の輪の創出

方針3：その地域ならではのウォークアブルなまちづくりの展開

方針4：官民が一体となったチャレンジ

#### (11) 中央区文化振興プラン

中央区というまち全体を、人びとが語らうサロン、文化発信拠点を回遊することができるミュージアム、誰もが文化活動を行うことができるステージとして魅力を高めていくことを掲げている。

まちづくりにおいても、地域と協議したうえで、歴史的な都市景観を維持・再現し、水辺と緑を活かした景観作りが必要であるとしており、日本橋上空の首都高速道路撤去の検討を課題の一つとして挙げている。